



△道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等苟く
も道路行政に當る人々の
知らざるべからざること
は凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は隔意
なく質問あらん事を望む

◎道路費國庫補助規程の改正

内務省令第三十八號

道路費國庫補助規程中左ノ通改正ス

大正十五年八月四日

内務大臣 濱口 雄幸

第二條 第三條及第四條中「道路會議ノ諮問ヲ經テ」ヲ削ル

第九條 道路管理者工事ヲ竣功シタルトキハ内務大臣ニ竣

法 令

功ノ認定ヲ申請スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎道路關係の内務省通牒

自動車營業免許ニ關スル件(大正十五年七月二十七日旨
土第七號、各地方長官宛、
内務省土木警
保兩局長通牒)

一定ノ路線又ハ區間ニ據ル自動車運輸營業ノ免許ニ關シテ
ハ大正八年一月二十五日發土第三號ヲ以テ及通牒置候處近
時自動車ノ普及發達ニ伴ヒ既存ノ鐵道又ハ軌道ニ不尠打撃
ヲ與フルモノヲ免許セラル、向有之哉ニ存セラレ候處右ハ
兩者ノ圓滿ナル發達ヲ期スルノ趣旨ニ背馳シ遺憾ニ存候條
自今右通牒ノ趣旨ヲ遵守シ免許セラル、様特ニ御注意相成
度

府縣道路線認定認可ノ件(大正十五年八月七日内務省發土
第三八號各府縣知事宛、内務省
土木局
長通牒)

二府縣以上ニ互リ起點終點ヲ有スル府縣道ノ路線ノ認定ヲ

爲スニ付テハ關係府縣知事カ協議ノ上同時ニ認定ノ手續ヲ爲スニ非サレハ認可セラレサルコトニ省議決定相成候條御了知相成度

認可條例

青森縣青森市々營乗合自動車條例

第一條 市内交通ノ便利ヲ圖ル爲乗合自動車ヲ運轉ス

第二條 乗合自動車ハ當分ノ間左ノ路線ヲ運轉ス

第一線 青森驛前ヨリ新町、大町、堤町ヲ經テ筒井橋ニ至ル

筒井橋ヨリ堤町國道ヲ經テ青森驛前ニ至ル

第二線 青森驛前ヨリ國道榮町ヲ經テ公園ニ至ル

公園ヨリ堤橋、萱町、大町、新町ヲ經テ青森驛

前ニ至ル

前項ノ路線ハ季節又ハ乗合客繁閑ノ關係ニ依リ市長ニ於テ必要ト認ムル時ハ一時變更ヲ爲スコトアルヘシ

第三條 乗合料金ハ一人ニ付拾錢均一トシ乗替券ヲ發行セ

ス但シ四歳未滿ノ幼兒ハ無料トス

第四條 乗合自動車ニ乗車セントスルモノハ乗車券賣捌所

ニ就キ乗車券ヲ購入スヘシ

第五條 乗車回数券ニ付テハ左ノ割引ヲ爲ス

二十回券 五分

三十回券 一割

五十回券 一割五分

第六條 本條例施行ニ關スル必要ナル細則ハ市長之ヲ定ム

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

質疑 應答

問 都市計畫事業として道路網決定せられ内閣の認可を得た場合に於て其の道路を市道又は府縣道とするには道路法に依る手續を採るべきものなるや(仙臺市都市計畫課)

答 都市計畫事業とする道路は、必ずしも道路法の規定に依る道路たることを要件としない、爲に都市計畫事業として決定した道路中には道路法に依るもの又は道路法に依らざるものがある、前者は道路法の規定に依つて新築改築すべきは勿論であるが、然らざるものに付ても行政廳は道路法の規定に依つて路線を認定すべきである、蓋し法律上には明確な規定はないが、道路法に於ては苟も一般交通の用に供する道路は行政廳が之を認定して、道路法の道路即ち公物たる道路と爲さなければならぬことを前提にしてゐるから道路法の道路たらしむるのが當然である。固より都市計畫道路を決定する場合には、都市計畫委員會の諮問を経てゐるが、其の諮問は道路法施行令に依る諮問でないが故に、更に道路法に依つて相當の手續を経なければならぬ(田中幹事)

問 道路法第五十二條但書の規定に依る認可事項が改正されたが、内務大臣の指定する府縣道の新設改築は總て認可を要する次第なるや(茨城縣某)

答 内務大臣の指定する府縣道の新設改築でも、道路の些少な區間に於ける幅員勾配屈曲及路面の改良に屬するもの若は溝橋並簡易な橋梁に關するものは、從來と同様監督官廳の認可を必要としないのである(田中幹事)

原野を走る自動車

米國陸軍では素地の原野を自由に疾驅することの出来る輕快な自動車を製作したが、聽ては之を商用自動車として普及せしめるであらうと言ふ。(科學智識)若し我國の道路が、いつまでも現況に甘んじてゐると、商賣には抜目のない米國から「貴國の道路には此の自動車が一番適當してゐます」と鼻に小皺を寄せて賣り附けに来るは必定。いつまでたつても貧棒臭く吝坊な仕事しか出来ない我國では、普通の自動車を列國なみに運轉出来るやうに道路を改良せられることを待つのは、百年河清を待つに等しい。だから今から思ひ切つて此の原野用自動車を買ひ込んでデコボコ道路を思ふさま疾驅させることにした方が、袖手して河清を待つよりは何れだけ賢いか知れぬ。各々方如何で御座る(十八公)